

勝山小学校校舎解体に伴う
備品等の搬送業務委託 仕様書

大阪市生野区役所
地域まちづくり課

1. 目的

本業務は、令和8年3月末をもって閉校した「勝山小学校」の跡地活用に向けて既存校舎を解体するにあたり、勝山小学校校舎の解体工事開始前に、校地内の備品を撤去・処分する必要があるため、校地内に保管されていた備品を区内指定場所へ搬入する。

2. 搬送経路

- (1) 搬送経路A：勝山会館・老人憩いの家 から 旧勝山老人憩いの家 まで
- (2) 搬送経路B：もと勝山小学校 から 勝山会館・老人憩いの家 まで
- (3) 搬送経路C：もと勝山小学校 から もと田島小学校 まで
- (4) 搬送経路D：もと勝山小学校 から 旧勝山老人憩いの家 まで

3. 履行場所（別紙1参照）

- (1) 搬送経路A
 - 【搬出場所】勝山会館・老人憩いの家（大阪市生野区勝山南 1-4-4）
 - 【搬入場所】旧勝山老人憩いの家（大阪市生野区勝山南 1-13-2）
- (2) 搬送経路B
 - 【搬出場所】もと勝山小学校（大阪市生野区勝山南 1-3-5）
 - 【搬入場所】勝山会館・老人憩いの家（大阪市生野区勝山南 1-4-4）
- (3) 搬送経路C
 - 【搬出場所】もと勝山小学校（大阪市生野区勝山南 1-3-5）
 - 【搬入場所】もと田島小学校（大阪市生野区田島 3-7-38）
- (4) 搬送経路D
 - 【搬出場所】もと勝山小学校（大阪市生野区勝山南 1-3-5）
 - 【搬入場所】旧勝山老人憩いの家（大阪市生野区勝山南 1-13-2）

4. 搬送する物資（別紙2参照）

- (1) 搬送経路A
地域活動備品
- (2) 搬送経路B
地域活動備品
- (3) 搬送経路C
児童（小学校高学年）用学習机 30 台・椅子 30 脚
- (4) 搬送経路D
講堂床保護シート

5. 履行期限

令和8年9月30日

6. 業務履行にあたっての留意点

(1) 自然災害時の対応

天変地異等の自然災害で業務を行うことが困難と思われる場合、受注者は発注者と協議のうえ、その指示に従うこと

(2) 施設利用者等への安全確保

搬出・搬入場所には、施設利用者等の通行が多くあることから、安全確保には細心の注意を払うこと。

(3) 使用車両

積載量 1.5 トン以上 2.0 トン以下の小型貨物自動車（4ナンバー）とすること。

7. 事故防止と保証

本業務の履行にあたっては、関係法令等を厳守し、事故及び災害の防止に万全を期すること。

万一次に掲げる事故が生じた場合には、受注者の責任において賠償、修繕及び弁償をすることとする。

①第三者、施設利用者及びその関係者、受注者の作業員の人身事故

②作業車両等によるすべての車両事故

③敷地内外構、道路、植栽、建物及付随する設備に対する事故

④搬送物資に対する損傷、紛失等の事故

⑤その他作業中及び契約期間中の受注者の管理責任に基づく事故

8. その他

業務委託契約及び本仕様書に定めのない事項について受注者は、別途、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

9. 事業担当

大阪市生野区役所 地域まちづくり課（担当：濱・吉田）

電話：06-6715-9017



もと勝山小学校、
勝山会館・老人憩いの家、
もと勝山老人憩いの家

もと田島小学校



大阪電子専門学校

フル学院中・高

勝山会館

勝山タウンハイツ

もと勝山小学校

愛和

勝山通

勝山小

もと勝山老人憩いの家

勝山南1



もと田島小学校
(現: 田島南小中一貫校第2校地)

田島3

田島神社

田島公園

池田医院

田島4

村田病院

めがね温泉

山内歯科

本覚寺

本行寺

天理教会

田島会館

メゾンレガロ

アポロステーション

産科医師会

もと勝山小学校

搬送経路B 搬出場所

内容：地域活動備品

場所：屋外倉庫

備考：倉庫内備品のみ搬出対象
倉庫は搬出不要

搬送経路B 搬出場所

内容：小型物置

場所：屋外

搬送経路C 搬出場所

内容：学習机・椅子

場所：校舎棟3階（EV無）

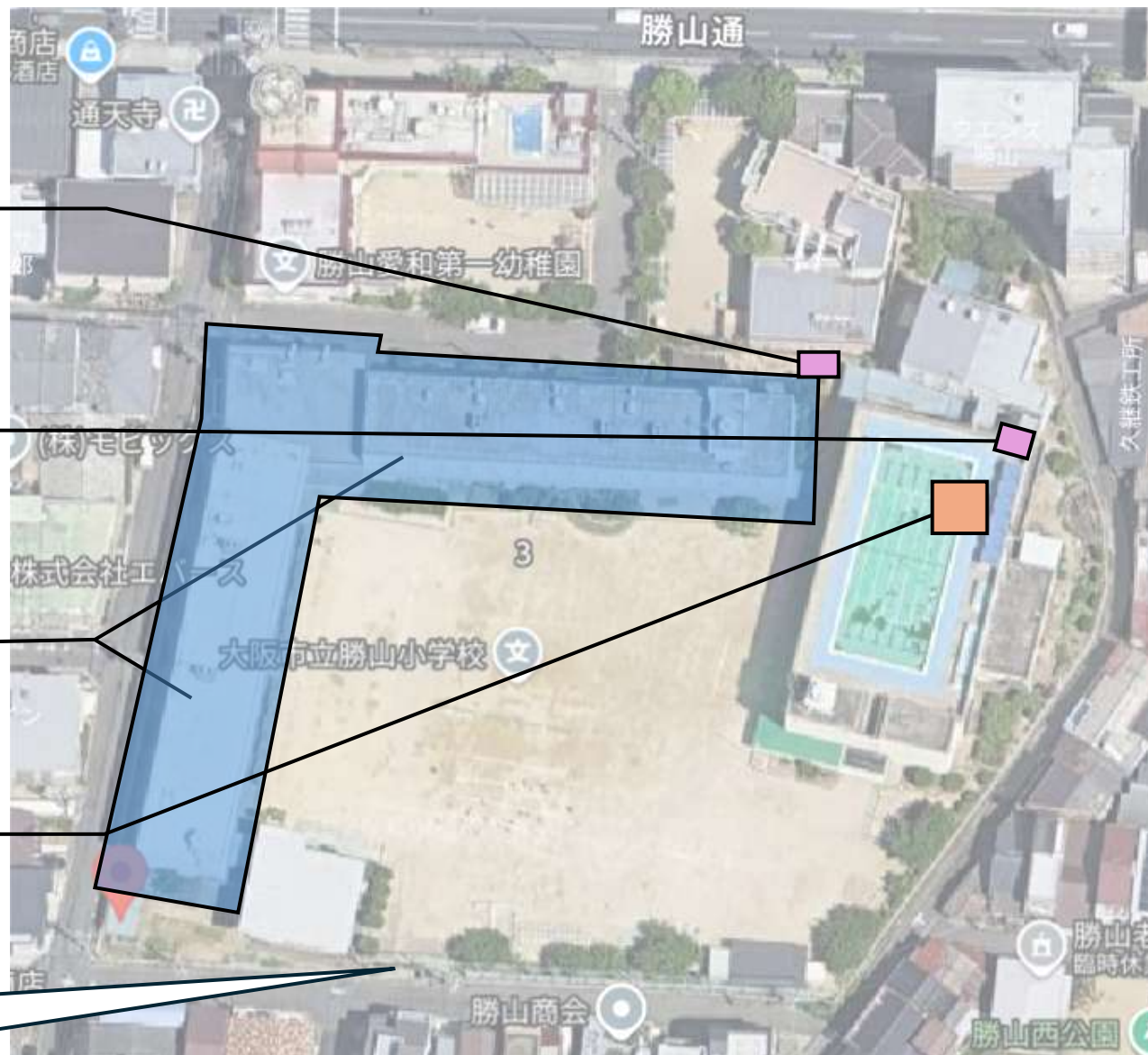
搬送経路D 搬出場所

内容：講堂床保護シート

場所：講堂棟1階 講堂舞台下

搬送車両入口

南側通用門



勝山会館および旧勝山老人憩いの家



搬送経路 A 搬出場所

内容：地域活動備品
場所：屋外、屋外倉庫内

搬送経路 B 搬入場所

内容：地域活動備品
場所：屋外、屋外倉庫内

搬送経路 A 搬入場所

内容：地域活動備品
場所：1 階

搬送経路 C 搬入場所

内容：講堂 床保護シート
場所：1 階

もと田島小学校

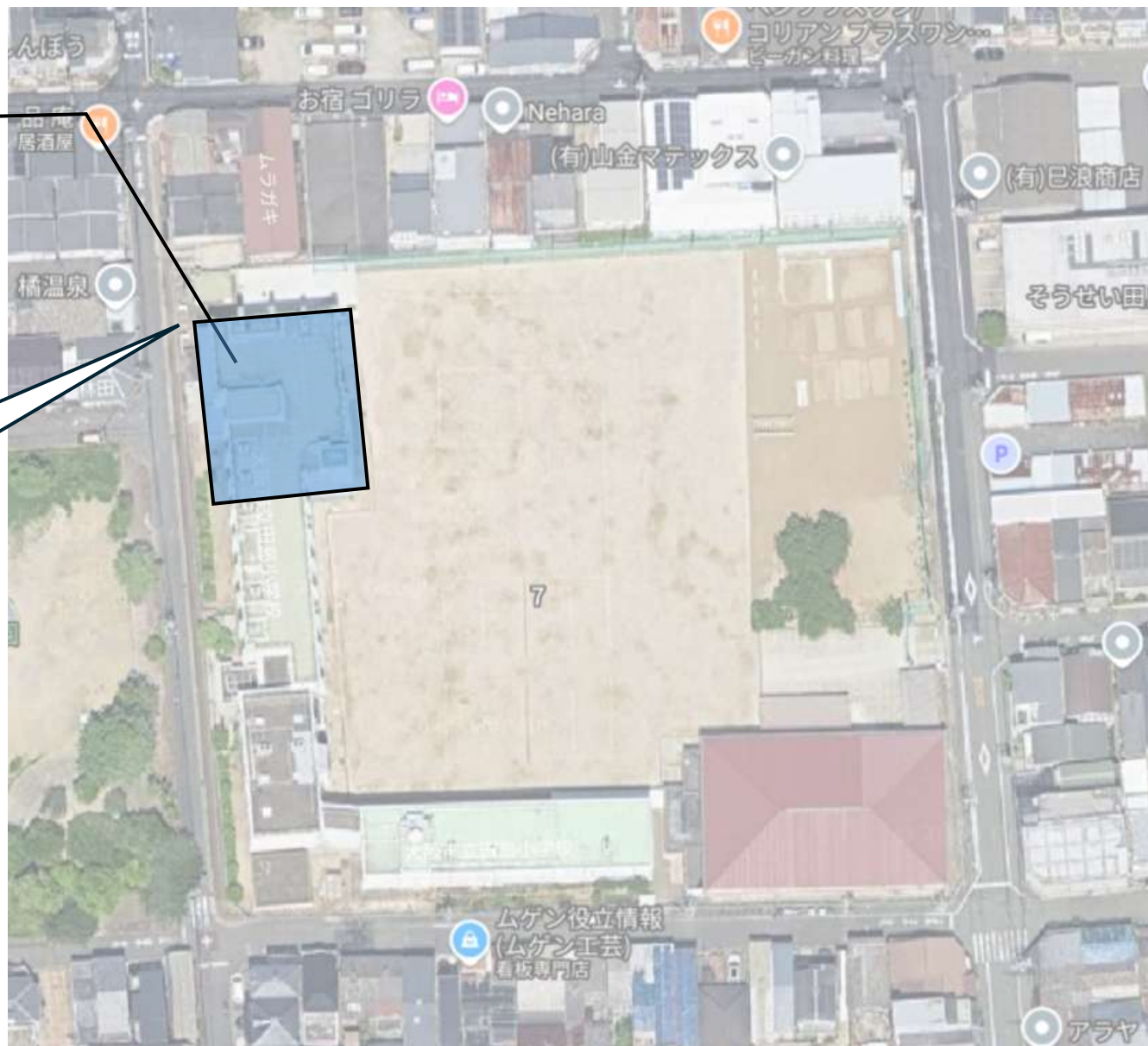
搬送経路C 搬入場所

内容：学習机・椅子

場所：校舎棟 2階普通教室
(EV有)

搬送車両入口

北西通用門



旧勝山老人憩いの家

周辺・外観



搬入場所



搬入口



搬送経路 A 搬出物品

(勝山会館⇒旧・勝山老人憩いの家)

周辺・外観



内容

地域活動備品
 ※倉庫内物品のみ
 ※容量は搬送経路 B の
 倉庫内物品と同程度



搬送経路 C 搬出物品

(もと勝山小学校⇒もと田島小学校)

内容

児童（小学校高学年）用
 学習机・椅子 各30

参考画像



搬送経路 D 搬出物品 (もと勝山小学校⇒旧：勝山老人憩いの家)

周辺・外観



内容



寸法

幅	約90cm
直径	約15cm
数量	12本

搬送経路 B 搬出物品 (もと勝山小学校⇒勝山会館)

周辺・外観



寸法

奥行	160cm
幅	290cm
高さ	210cm
容量	9.744m ²

内容



※倉庫内物品のみ

周辺・外観



寸法

奥行	70cm
幅	70cm
高さ	160cm

内容



※物置のみ

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) **備品等の搬送業務**
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。